

# 第32回岩手県個人情報保護審査会

日時 平成29年11月6日（月）午後3時から

場所 岩手県水産会館 5階 中会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長の互選及び会長職務代理者の指名について
- (2) 個人情報保護条例の改正について

3 閉 会

# 岩手県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あしだて まさみ 蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授	
うちだ ひろし 内 田 浩	岩手大学人文社会科学部教授	
ふじた はるひこ 藤 田 治 彦	弁護士	
ふじわら さとし 藤 原 哲	株式会社岩手日報社編集局次長	
まつもと さとこ 松 本 聰 子	弁護士	

(任期：平成29年10月1日から平成31年9月30日まで)

## 第4章 附属機関

### 第1節 岩手県個人情報保護審査会 (設置等)

第51条 第39条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、岩手県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、この条例の実施に關し実施機関に意見を述べることができる。

#### (組織)

第52条 審査会は、委員5人以内で組織する。

#### (委員)

第53条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

#### (会長)

第54条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第55条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第39条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

- 1 第51条は、個人情報保護審査会の設置の根拠規定であると同時に、その所掌事務を定めたものである。
- 2 第52条から第55条までは、審査会の組織、委員、会長及び会議について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

## 1 第51条関係

- (1) 「第39条第1項の規定による諮問に応じ」(第1項)とは、すべての実施機関の諮問に応じるということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外のすべての実施機関の諮問に応じ調査審議するものである。
- (2) 「前項の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる」(第2項)とは、条例の実施に関し意見を述べるのは基本的には審議会の権限であるが、審査会においても、審査請求に係る調査審議を通じてその必要性が認められる範囲で、実施機関に対して、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善等に関して意見を述べることができることを定めたものである。

## 2 第53条関係

- (1) 第4項又は第5項は、特別職である附属機関の委員には、法令上、守秘義務又は政治的行為の制限について定めた明文の規定がないことから、審査会の機能に鑑み、審査会の委員に対し、守秘義務及び政治的行為の制限を課すことを条例上定めたものである。
- (2) 委員が第4項の守秘義務に違反した場合又は第5項の政治的行為の制限に違反した場合における罰則規定は設けられていないが、その違反は、職務上の義務違反として罷免事由となる。

(審査会の調査権限)

第56条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 濟問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、濟問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は濟問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第57条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第58条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第59条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第56条第1項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第57条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

- 1 第56条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。
- 2 第57条は、審査請求人等の審査会に対する口頭による意見陳述について定めたものである。
- 3 第58条は、審査請求人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。
- 4 第59条は、合議体を構成する一部の委員により、調査、意見陳述の聴取等ができる事を定めたものである。

## 【解釈・運用】

### 1 第57条関係

- (1) この章に定める審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に付加されるものであることから、審査請求人及び参加人は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができるものである。
- (2) 審査会は、申立てがあったときは必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるとき、同一の個人情報の開示、非開示等の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該審査請求人等から意見を聞く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聽かずに答申することができる。
- (3) 「補佐人」(第2項)とは、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第3項に規定されている補佐人と同趣旨であり、審査請求事案についての専門的知識をもつて審査請求人又は参加人を援助することができる第三者をいい、審査請求人又は参加人の発言機関としての立場から事實上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、審査請求人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、審査請求人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

### 2 第58条関係

「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

(提出資料の写しの送付等)

第60条 審査会は、第56条第3項若しくは第4項又は第58条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第61条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

- 1 第60条は、審査会に提出された意見書及び資料の送付並びに閲覧について定めたものである。
- 2 第61条は、審査会の審査請求に係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 第60条関係
  - (1) 第1項の送付及び第2項の閲覧は、簡易迅速な審理手続の枠内で認められるものである本手続の性質を考慮し、書類又はこれに相当する電磁的記録のみを対象とするものである。
  - (2) 「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」（第1項及び第2項）とは、第2条に規定する電磁的記録よりも狭く、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により、書面等の提出に代えて、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出（オンライン提出）されるものをいう。
  - (3) 「当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」（第1項）とは、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて用紙に出力したものという。
  - (4) 「記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」（第2項）とは、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて端末の画面に表示し、又は用紙に出

力し、その画面又は出力した書面を閲覧させることをいう。

(5) 「第三者の利益を害するおそれがあると認め（られ）るときその他正当な理由があるとき」（第1項及び第2項）とは、提出された意見書又は資料の中に、第三者の個人情報が含まれている場合や行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、個人情報保護条例第12条各号に規定する非開示事由に該当する場合をいう。

(6) 「提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない」（第3項）

意見の聴取は、あくまで、送付をしない又は閲覧をさせない正当な理由があるか否かについて、審査会が適切に判断できるようにするために行うものであり、審査会は、その判断に際し、審査請求人等の意見に拘束されるものではない。

(7) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」（第3項）

送付又は閲覧を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聞くまでもなく、送付し、又は閲覧させることに対する判断が可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくても良いこととするものである。

## 2 第61条関係

審査会の審査請求に係る調査審議の手続は、審査請求に係る決定の適否について行われるものであり、公開すると、個人情報が公になりますことから、非公開とするものである。

なお、審査請求に係る調査審議以外の会議は、原則、公開されるものである。

(答申書の送付等)

第62条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第63条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第64条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

- 1 第62条は、審査会が答申したときは、審査請求人及び参加人へ答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。
- 2 第63条は、審査会の庶務について定めたものである。
- 3 第64条は、審査会の運営に関し必要な事項についての会長への委任について定めたものである。

【解釈・運用】

第62条関係

公表するものを「答申の内容」としたのは、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれていることがありうることを考慮したためである。

# 岩手県個人情報保護審査会運営要領

(平成 13 年 10 月 22 日審査会決定)

(平成 21 年 10 月 29 日一部改正)

(平成 28 年 3 月 29 日一部改正)

## (趣旨)

第1条 この要領は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 64 条の規定により岩手県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審査の原則)

第2条 条例第 51 条第 1 項に規定する調査審議は、条例第 56 条第 1 項の規定に基づき求めた開示決定等に係る個人情報が記録された行政文書をもとに行うものとする。

## (審査請求人への通知)

第3条 審査会は、条例第 39 条第 1 項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、審査請求人に次の事項を通知するものとする。

- (1) 諒問事案として受け付けたこと。
- (2) 反論書とは別に審査請求の対象となった処分又は不作為について意見がある場合は、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を審査会が定める期日までに提出できること。
- (3) 審査会は、意見書が提出された場合は、当該意見書の写しを諮問した実施機関に送付すること。

## (意見の陳述者の数)

第4条 条例第 57 条の規定に基づき審査会の会議に出席して意見の陳述を行う者の数は、3 人以内（審査請求人又は参加人の補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

## (会議録の作成)

第5条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員その他関係者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員 1 人が署名する。

## (会長の専決事項)

第6条 会長の専決できる事項は、別表に掲げるとおりとする。

## (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成 13 年 10 月 22 日から施行する。

### 別表（第 6 条関係）

#### 会長の専決事項

- 1 条例第 56 条第 1 項の規定による開示決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示要求に関すること。
- 2 条例第 56 条第 3 項の規定による資料の作成、提出要求に関すること。
- 3 条例第 56 条第 4 項の規定による意見書又は資料の提出要求、陳述又は鑑定の要求に関すること。
- 4 第 3 条の規定による通知に関すること。
- 5 条例第 57 条第 1 項の規定による意見陳述の機会の付与に関すること。
- 6 条例第 57 条第 2 項の規定による補佐人とともに出頭することの許可に関すること。
- 7 第 4 条ただし書の規定による意見の陳述を行う者の数の承認に関すること。
- 8 条例第 58 条ただし書の規定による期間の決定に関すること。
- 9 条例第 60 条第 1 項の規定による意見書又は資料の送付に関すること。
- 10 条例第 60 条第 2 項の規定による意見書又は資料の閲覧の承認に関すること。
- 11 条例第 60 条第 3 項の規定による意見聴取に関すること。
- 12 条例第 60 条第 4 項の規定による日時及び場所の指定に関すること。
- 13 条例第 62 条の規定による答申書の送付及び答申の内容の公表に関すること。

平成 23 年 3 月 8 日  
(第18回岩手県個人情報保護審査会)  
審査会申し合わせ事項

## 岩手県個人情報保護審査会の会議録の作成の取扱いについて

### 1 会議録の内容

#### (1) 原則

議事の概要（岩手県個人情報保護審査会運営要領（以下「要領」という。）第6条第1項第4号にいう議事の概要をいう。以下同じ。）は、要点筆記により記載するものとする。

#### (2) 例外

次のいずれかに該当するときは、議事の概要の全部又は一部について、逐語反訳により記載するものとする。

ア 不服申立人等に意見の陳述をさせたとき。

イ その他会長が議事の内容について逐語反訳により記録することを必要と認めるとき。

### 2 会議録の確定

#### (1) 原則

会議録の案を次回の会議の開催前までに各委員に送付し、当該次回の会議の冒頭において各委員の了承を得たうえで、要領第6条第2項の規定に基づき会長及び会長の指名する委員が署名することによって確定するものとする。

#### (2) 例外

次回の会議について概ね2ヶ月以上開催の見込みがないときは、会長の了承をもって(1)に掲げる各委員の了承に代えるものとする。この場合、あらかじめ、会議録の案を各委員に送付し、期限を定めて書面による意見の提出を求めるものとする。

#### (3) その他

会議録が確定したときは、その写しを各委員に送付するものとする。

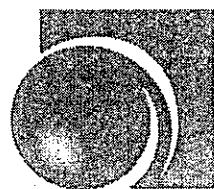
### 3 その他

この取扱いは、第18回岩手県個人情報保護審査会の会議録の作成から適用する。

# 個人情報保護条例の見直し等について (東北ブロック説明会資料)

平成29年6月19日

地域力創造グループ  
地域情報政策室



総務省

# 法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに關する基本的な考え方

## 個人情報保護法等の改正

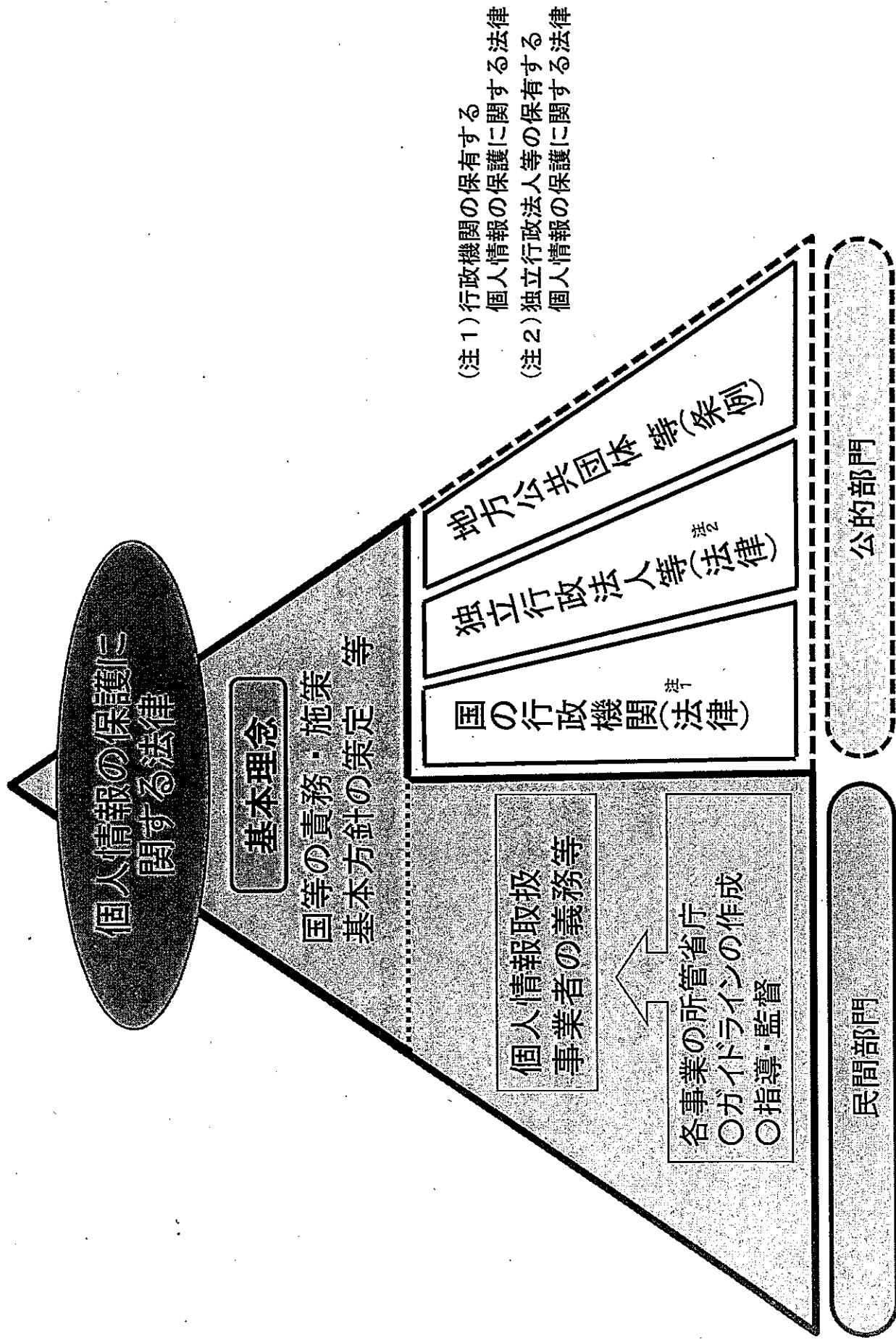
- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。

- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布(平成29年5月30日施行)。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布(平成29年5月30日施行)。

## 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのつとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施(個人情報保護法第5条)
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない(個人情報保護法第11条第1項)  
➡ 行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当

## (参考)現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ

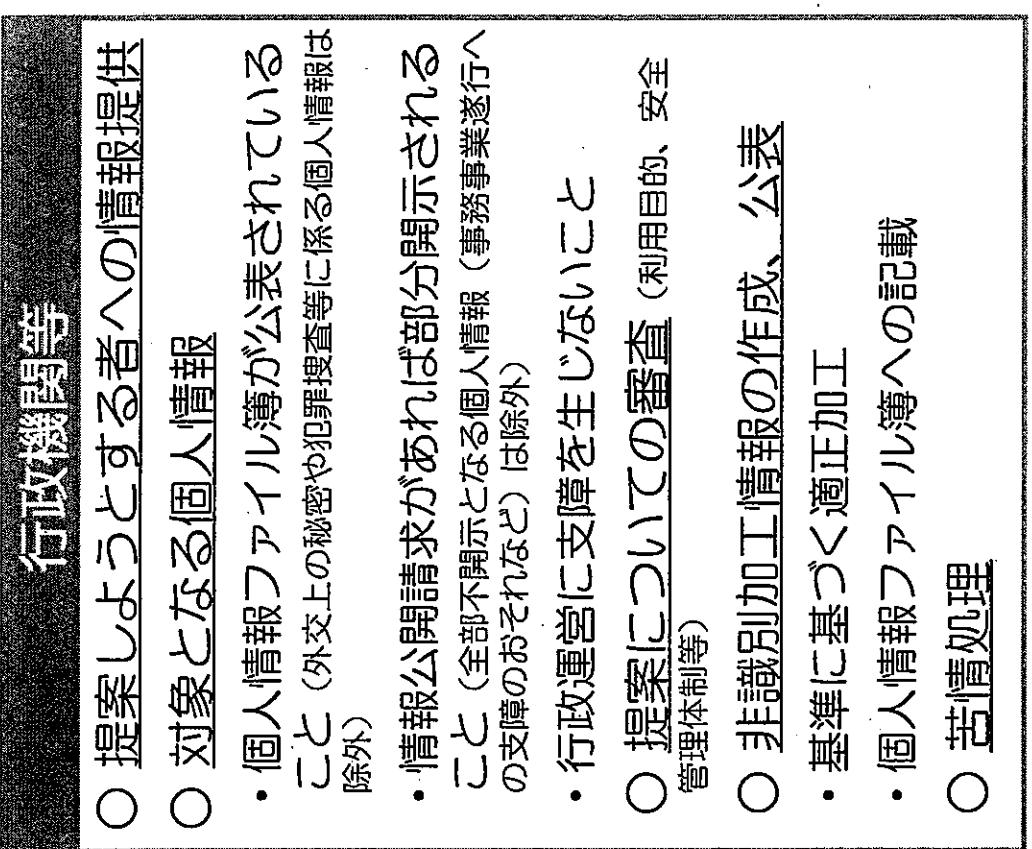
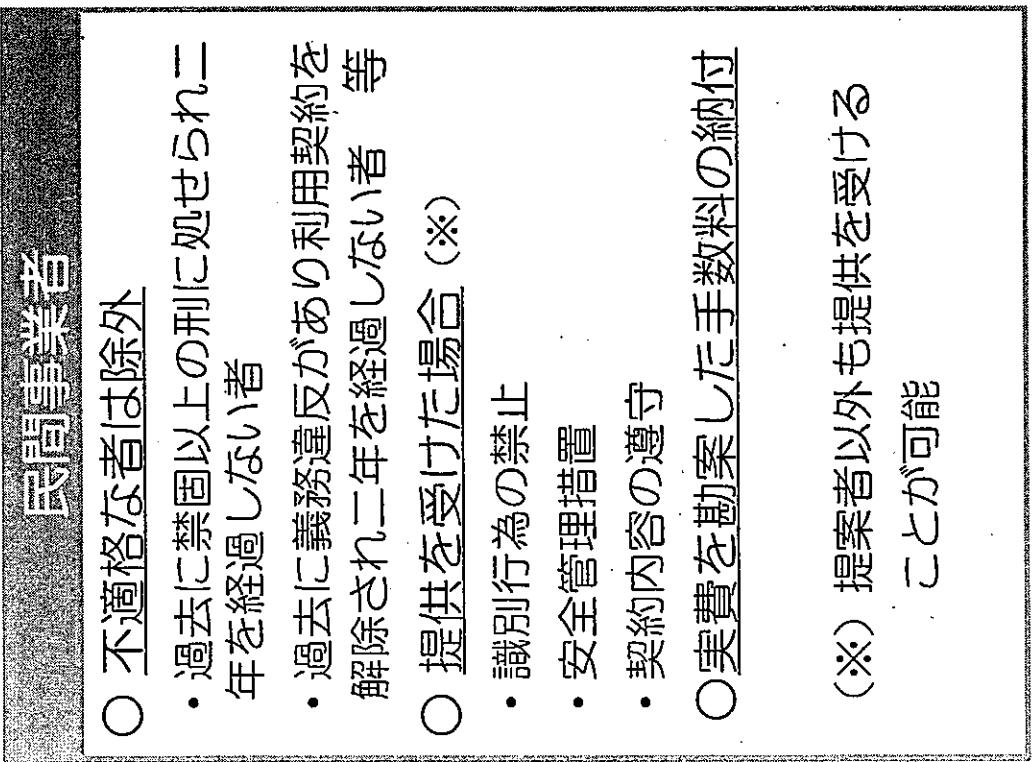


## (参考)行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

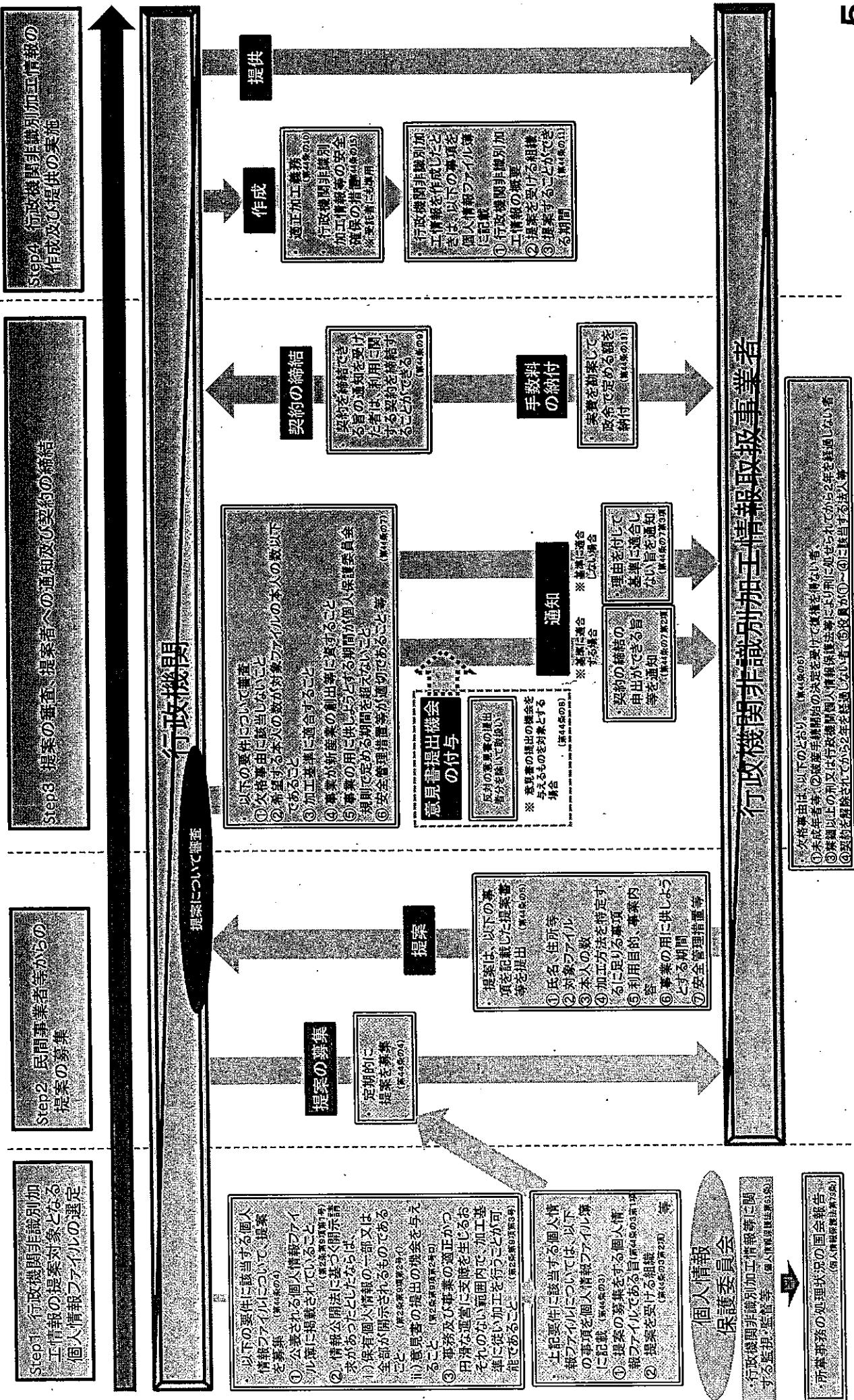
- 個人情報の定義の明確化  
個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)
- 要配慮個人情報の取扱いの規定  
要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載
- 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入
  - ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
  - ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
  - ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
  - ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
  - ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備
- 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

## (参考) 国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み



官民を通じて一元的に  
所管

# (参考) 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ



## (参考)個人情報保護法・行政機関個人情報保護法関係の法令・告示・公表資料等

### 《個人情報保護法関係》

- 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)【H29.5.30改正施行】
  - ↳ ○「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)【H29.5.30改正施行】
    - ↳ ○「個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)【H29.5.30施行】
      - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H28.11.30告示】
      - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A】【H29.2.16公表】
      - 「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報「パーソナルデータの利用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」】【H29.2.27公表】

### 《行政機関個人情報保護法関係》

- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)【H29.5.30改正施行】
  - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第548号)【H29.5.30改正施行】
    - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年総務省令第19号)【H29.5.30施行】
      - ↳ ○「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号)【H29.5.30施行】
        - 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H29.3.31告示】

(参考)「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に適切な管理のための措置に関する指針」【H16.9.14通知】

## (参考)今回の改正を踏まえたこれまでの助言・情報提供

- 「個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定について(情報提供)」(H27.3.10事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」(H27.9.11事務連絡)
- 「行政機関個人情報保護法改正法案の閣議決定について(情報提供)」(H28.3.8事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正について(情報提供)」(H28.5.27事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正、個人情報の保護に関する法律施行規則の制定等について(情報提供)」(H28.10.5事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更について(情報提供)」(H28.10.28事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の策定について(情報提供)」(H28.11.30事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の閣議決定について(情報提供)」(H28.12.20事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正等について(情報提供)」(H29.2.15事務連絡)
- 「個人情報保護委員会事務局レポートの公表について(情報提供)」(H29.2.28事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」の制定等について(情報提供)」(H29.3.31事務連絡)
- 「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」(H29.5.19地域力創造審議官通知)

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

## 趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

## スケジュール

平成28年9月23日(金)	第1回検討会	開催
11月28日(月)	第2回検討会	開催
平成29年1月31日(火)	第3回検討会	開催
3月7日(火)	第4回検討会	開催
3月29日(水)	第5回検討会	開催
		→ 平成29年5月19日報告書公表

## 構成員

※敬称略、50音順

伊藤昭彦	東京都立川市行政管理部文書法政課長	(オブザーバー)
宇賀克也	東京大学法学研究科教授(座長)	個人情報保護委員会事務局
大谷和子	東京大学総合研究所執行役員・法務部長	行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
岡村久道	株式会社日本情報学研究所客員教授	情報流通行政局地方情報化推進室
佐藤一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授	統計局統計調査部調査企画課
田中延広	東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長	
野中正人	山梨県富士川町政策秘書課長	

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書（H29.5.19公表）概要①

## 1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めしていくことが、官民を通じた重要な課題になっています。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法（行個法）等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

## 2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
  - ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

- (1) 個人情報の定義の明確化
  - ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にすることを改正することが適当である。
  - ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
  - ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

## (2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(H29.5.19公表)概要②

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

### (3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入することを適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行政個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときには、審議会等に諮問することが適当である。
- ・個人情報ファイル等の調査等ができることがある。
- ・個人情報ファイルページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

### (非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

### (今後の課題)

- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

# 「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日地域力創造審議官通知)の概要

## 1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義にして、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を要件とし特定の個人を識別することができるものを含むこと)が適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当。

- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルがどうかの判断を行うことも考えられる。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聽くことが適当。

## 4 その他

- 罰則 ○オンライン結合 ○地方独立行政法人に係る取扱い  
○一部事務組合及び広域連合 ○情報公開条例の見直し

※「条例改正のイメージ」を参考資料として添付

## 関連する閣議決定の記載①

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定／平成28年10月28日変更）

**地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。**

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行ふ仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。

## 関連する閣議決定の記載②

「官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）

II-1-(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】

(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

- ・地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

【参考】官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

(国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等)  
第十九条 国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

# 関連する閣議決定の記載③

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）

## II-5 投資等分野

### (2) ② 官民データ活用

#### 5 地方自治体等の保有するデータの活用

##### （規制改革の内容）

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めることを交換の場を早急に設ける。また、**当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。**
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する委縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、**地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。**
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d (略)

##### （実施時期）

- a: 意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論
- b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論
- c,d: 平成29年上期措置

# (参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)の概要

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

◆ 「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）  
※1 電子的方式、磁気的方式、磁気的方針その他の他人への知覚によっては認識することができない方針で作られる記録をいう。  
※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

### ◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
- ③官民データ活用による日本社会の実現に寄与（3条3項）
- ④官民データ活用の推進に当たつて、
  - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようすること（3条4項）
  - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）
  - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
  - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
  - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
  - ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
  - ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）
- ◆ 第3章 基本的施策
  - ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
    - ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
    - ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の開示の仕組みの構築等（12条）
    - ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
    - ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
    - ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
    - ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
  - ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
  - ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
  - ◆ 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

## ◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）

## ◆ 法制上の措置等（7条）

# 【地方公共団体向け相談窓口】

## 総務省 自治行政局 地域情報報政策室

tikijouhou@soumu.go.jp